

●忘れてないかあの診療 症例研究 ●落としてないかその点数

歯周治療用装置について

今年4月の診療報酬改定で歯周治療用装置の算定要件が変更になった。今号では、冠形態および床義歯形態の歯周治療用装置の算定について解説する。

患者：65歳・男性

主訴：今年1月に作った下顎義歯が壊れた。歯茎が腫れて痛い。銀歯がとれて無くなった。

所見：全顎的に歯肉の発赤・腫脹あり。下顎前歯部に動揺あり。下顎義歯は使用不能。

6に装着されていたとみられる脱離したFMCは紛失している。

傷病名： $\frac{7}{3} \pm \frac{7}{3}$ P $\frac{7-4}{4-7}$ MT 6C₃処置歯 注①

月日	部位	療法・処置	点数
4月2日		初診	234
		パノラマX-Ray 日電	402
		全顎的に根の1/2の水平的な骨吸収あり(その他所見略)。	/
	$\frac{7}{3} \pm \frac{7}{3}$	P精検(別紙記載) 注②・③	400
		検査結果から重度の歯周炎あり。	/
		歯管	110
		歯周治療用装置を用いた歯周治療について説明し、患者の同意を得る。	/
	6	歯周治療用装置(冠形態)装着	50
		即時重合レジンで製作。	/
	3+3	SC	66
		P基処(アクリノール)	10
		実地指1	80
		歯ブラシの当て方・ブラッシング方法について指導するよう歯科衛生士へ指示。	/
4月9日		再診	45
	3+3	歯肉発赤・腫脹の軽減がみられる。	/
	$\frac{7}{3} \pm \frac{7}{3}$	SC	66+38×2
	$\frac{7}{3} \pm \frac{7}{3}$	歯清(保険医花子)	60
		P基処(アクリノール)	/
	$\frac{7-4}{4-7}$	imp(アルジネート) 注④	/
4月16日		再診	45
	$\frac{7-4}{4-7}$	BT(オストロンパラフィンワックス床) 注④	/
4月23日		再診	45
	$\frac{7}{3} \pm \frac{7}{3}$	歯肉発赤・腫脹の軽減あり。	/
	$\frac{7-4}{4-7}$	歯周治療用装置(床義歯形態)装着 注⑤・⑥	750
		人工歯(レジン歯)	27
	3+3	線鉤(二腕鉤、レスト付、不銹鋼・特殊鋼)	149×2
		屈曲バー(不銹鋼・特殊鋼)	287
		歯周治療用装置の取り扱いについて指導。注⑤	/
4月24日		再診	45
		下顎の歯周治療用装置の縁が欠けた。	/
	$\frac{7-4}{4-7}$	歯周治療用装置修理(修理内容略) 注④	/
	$\frac{7}{3} \pm \frac{7}{3}$	P精検(50/100)(別紙記載)	200
	3+3	SRP	60×6

：(一連の歯周治療終了後)

9月10日		再診	45
	$\frac{7-4}{4-7}$	レジン床義歯set 注⑥	763
		人工歯(硬質レジン歯)	80
	3+3	二腕鉤(金バラ铸造)	424×2
		バー(金バラ铸造)	998
		義管	190

《解説》

注① 歯周治療用装置を算定する場合は、P病名以外に部位に関わる病名を記載する。床義歯形態・ブリッジ形態の場合はMT病名、冠形態の場合はC、Puk、Perなどの病名を記載する。

注② P精検は、①4点以上の歯周ポケット測定、②プロービング時の出血の有無、③歯の動揺度、④プラークチャートを用いたプラーク付着状況の検査を1口腔単位で実施した場合に、検査した歯数により算定する(1歯~9歯:100点、10歯~19歯:220点、20歯以上400点)。

検査結果はカルテに記載するか、検査結果が分かる記録を添付する。

注③ 4月の改定前は、歯肉切除手術(GEct)・歯肉剥離掻き手術(FOp)・歯周組織再生誘導手術(GTR)を行う場合でP精検(歯周病検査3)の後に算定することとなっていたが、改定後はP精検を行った日以降に算定する取り扱いになった。

ただし、歯周治療用装置の要件である「重度の歯周病で長期の治療期間が予測される患者に対し、治療中の咀嚼機能の回復および残存歯への咬合の負担軽減等を目的とするために装着する」の取り扱いに変更はない。

注④ 歯周治療用装置の印象採得、咬合採得、装着料、修理は算定できない。保険医療材料も所定点数に含まれる。

注⑤ 床義歯形態のものは、欠損歯数にかかわらず、1装置につき750点を算定する。床義歯に付属する人工歯、クラスプ、バーなどは算定できるが、義管、歯リハ1は算定できない。

注⑥ 前回の有床義歯製作から6カ月以内でも歯周治療用装置(床義歯形態)の算定はできる。また、歯周治療用装置(床義歯形態)製作から6カ月以内であっても、前回の有床義歯より6カ月を経過している場合は、新製有床義歯の費用は算定できる。

なお、患者の都合などにより装着予定日から1カ月以上経過した場合は、未装着物の製作月の診療分として歯周治療用装置を未来院請求できる。

* 実態に即してご請求下さい *